

菱野地域力まちづくり協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、菱野地域力まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を瀬戸市幡山町72番地に置く。

(目的)

第2条 協議会は、菱野地域の地域力向上のための施策を計画、執行することにより、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、菱野地区の在住者によって組織し、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 各町内から選出された者
- (2) 各種団体から選出された者
- (3) 協議会の趣旨に理解があり、かつ熱意のある者で会長が推薦する者

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 瀬戸市地域力向上プラン推進に伴う菱野地域アクションプランの策定
- (2) アクションプランに基づく地域力向上活動の実施
- (3) 地域内の各種団体との連携協力体制の構築
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(地域力企画運営委員会)

第5条 削除

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 部長・副部長 | 25名以内 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監査 | 2名 |

- 2 監査は、他の役員と兼ねることは出来ない。
- 3 役員の報酬は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部長及び副部長は、会長の命を受け会務を分担する。
- 4 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務及び会計を総括する。
- 5 監査は、協議会の会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、及び監査は、総会において会員の互選によって定める。

- 2 部長、副部長、及び事務局長は、会長が会員の中から委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任されることができる。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、三役会、役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会員全員をもって構成し、次の事項を協議し決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 役員選出に関すること。
 - (4) 規約の変更に関すること。
 - (5) その他第2条の目的を達成するための重要事項に関すること。
- 2 総会は、1年に付き1回以上会長が招集し、会員の過半数が出席又は委任状を提出することで成立する。
 - 3 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
 - 4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(三役会)

第12条 三役会は、会長、副会長及び事務局長により構成し、協議会の運営に関する基本事項を協議する。

2 三役会は、会長が必要と認めた時に開催する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、役員、顧問、及び参与で構成し事業の執行状況等の確認、報告と情報交換を行う。

2 役員会は毎月例日を定めて開催する。

(顧問及び参与)

第 14 条 協議会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。

4 参与は、会長の求めに応じ、協議会の運営に関与するものとする。

(会計)

第 15 条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行)

1 この規約は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

2 この規約の制定により菱野地区まちづくり協議会規約及び菱野地域力向上委員会会則を廃止する。

3 菱野地域力運営委員会廃止に伴い、第5条(条文削除) 規約改正 2017・4・12

4 事業運営改善を図る為、第6条(3)役員数条文改正 規約改正 2018・4・11